

4. 関連する政府の計画等

教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）―抜粋―

第 1 部 我が国における今後の教育の全体像

II 我が国の教育の現状と課題

(1) 第 1 期計画の成果と課題

②高等学校進学以降の段階における現状と課題

(高等教育段階)

また、大学の設置や定員に係る抑制政策の緩和による進学率の上昇、高校教育の制度・実態両面にわたる多様化、大学入試の実施方法の多様化・評価尺度の多元化は、高校と大学の接続の在り方を質的に変容させ、複雑かつ多様な実態をもたらしている。その結果、学力中間層の高校生の学修時間の半減や大学における補習学修等の増加といった状況が生じている。

これらを踏まえれば、各大学等の自主性・自立性を旨としつつも、全ての大学等、全ての関係者間で社会の期待とそれに応える責務を認識・共有した上で、学生の主体的な学びの確立のため、教育を質的に転換することが必要である。そのためには、初等教育、中等教育及び高等教育を分断することなくこれらを通じて知識基盤社会に必要な汎用的能力や専門知識、実践的な技術や技能等を育成するという視点から、高等学校と大学等の円滑な接続の確保に向けた見直しも必要となってくる。加えて、社会人や留学生などの多様な主体の受入れを積極的に進め、社会や学修者の要請に応えることも求められる。

IV 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

(3) 教育投資の在り方

(各学校段階ごとの教育投資の必要性及び方向性)

少子化が進む我が国の経済・産業が、激しさを増す国際競争の中で成長、発展していくためには、日本人としてのアイデンティティを持ちつつ、高付加価値を創造し、国内外で活躍・貢献できる人材の育成が不可欠であり、大学等はその原動力でなければならない。

(略)

グローバル化が進む「知の時代」において、大学教育を通じて学生を知的に鍛え、国際社会や地域社会を含め、様々な場で活躍できる力や、生涯にわたり学び続け、主体的に考え、行動する力を養うことができるよう、大学教育の質を抜本的に高めなければならない。

そのためには、学修支援環境の整備、教員の教育力の向上、能動的学習（アクティブ・ラーニング）や双方向の講義、演習、実験等の授業を中心とした教育への転換や、それらを可能にするための教職員体制の整備、ICTの一層の活用など、学生の主体的な学びの確立に向けた環境整備等を進める必要がある。これらを進めるに当たっては、大学のガバナンスの機能強化やメリハリある資金配分を図ることが重要である。

(略)

さらに、熾烈を極める諸外国との人材獲得競争に遅れを取ることなく、また我が国のグローバル化への対応を主導する人材を育成できるよう、大学の国際化や世界最高水準の教育研究拠点の形成などを含め、教育研究水準の向上を図ることが求められている。この点については、必要な教育投資を確保することに加え、寄附金や受託研究等の一層の拡充が可能となるよう、税制上の措置の活用を含む環境整備等を進める必要がある。

第 2 部 今後 5 年間に実施すべき教育上の方策

～四つの基本的方向性に基づく、8 の成果目標と 30 の基本施策～

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

(2) 主として高等教育段階の学生を対象にした取組

成果目標 2 (課題探求能力の修得)

【成果指標】

- ①各大学における学修時間の把握状況の改善, 十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保 (欧米並みの水準)
- ②学修支援環境の改善

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標 5 (社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成)

【成果指標】

<新たな価値を創造する人材関係>

- ⑤世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」を10年後に倍増
 - ⑥大学の国際的な評価の向上 (研究面や教育面, 国際面等で国際的に高い評価を受ける大学の増加)
- <グローバル人材関係>
- ③日本の生徒・学生等の海外留学者数, 外国人留学生数の増加 (2020年を目途に日本人の海外留学生数を倍増など)
 - ④大学における外国人教員等 (国外の大学での学位取得, 通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む) の全教員に占める比率の増加

3. 学びのセーフティネットの構築

成果目標 7 (安全・安心な教育研究環境の確保)

【成果指標】

<主として高等教育関係>

- ①大学等の耐震化率の向上
国立大学等については, 「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」を踏まえ, できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標 8 (互助・共助による活力あるコミュニティの形成)

【成果指標】

<高等教育・生涯学習関係>

- ②地域の企業等 (同一県内企業又は地方公共団体) との共同研究数の増加
- ③地域課題解決のための教育プログラム (短期プログラム, 履修証明等) の増加

II 四つの基本的方向性を支える環境整備

<5年間における具体的方策>

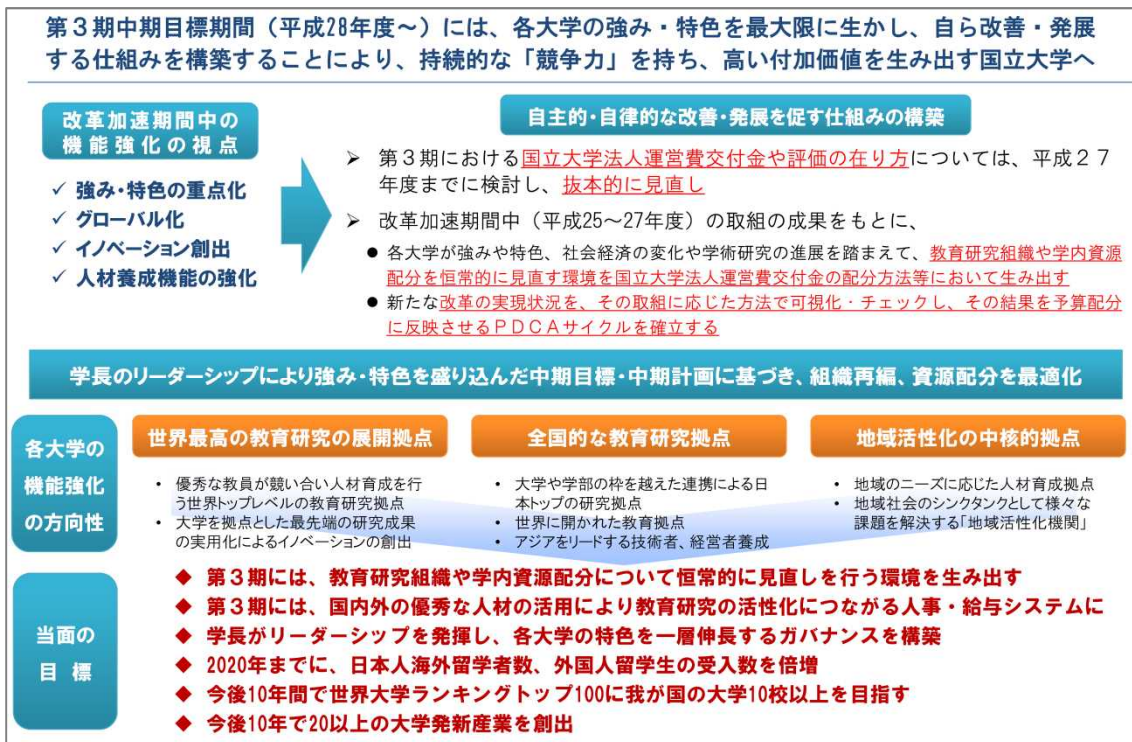
基本施策 28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備

【主な取組】

28-2 個性・特色に応じた施設整備

国立大学等の施設について, 優れた教育研究成果を生み出す拠点の形成, 次代を担う優れた人材を育成する環境整備, 国立大学附属病院の再生など, 大学等の機能強化につながる施設整備を図る。また, 施設マネジメントや多様な財源を活用した施設整備を一層進める。

国立大学改革プラン（平成 25 年 11 月 文部科学省）一抜粋一



第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について（審議まとめ）（平成 27 年 6 月 15 日 第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会）一抜粋一

3. 第3期中期目標期間における国立大学法人の在り方

施設整備という観点からは、特に高度経済成長期に急速に整備がすすめられた施設の老朽化や新たな社会ニーズや教育研究への対応等による保有面積の増大などの課題がある中で、国は国立大学の施設整備を「安全・安心な教育研究環境の基盤の確保」、「サステイナブル・キャンパスの形成と地域との共生」、「国立大学等の機能強化への対応」の三つの方向性に沿って進めつつ、各大学は限られた資源に留意しつつ国立大学が自らの責任において主体的に施設マネジメントを行う。

（略）

また、国の活力を維持し向上させていく基盤は、何よりも人材である。現在横ばいで推移している我が国の18歳人口が、第3期中期目標期間の終了する平成33年頃からは減少に転じるとされる中、優れた資質・能力を有する多様な学生を受け入れ、その力を最大限に伸ばしていくことは、国立大学の教育研究に刺激と発展をもたらすのみならず、社会の活力を生み出すものと考えられる。特に、国立大学のグローバル化は、「国立大学改革プラン」でも指摘されているように早急に取り組まなければならないことであり、外国人留学生を積極的に受け入れていく教育環境を整えることは重要である。同様に、知識基盤社会において、社会人の継続的な能力の向上は重要であり、国立大学において、社会人が新たな能力を獲得するための学び直し機能を質・量ともに強化することが必要である。このような、多様な人材の受入れとともに、失敗を恐れず繰り返し新たな事柄にも果敢に挑戦する人材の育成も重要である。社会が抱える課題を自ら発見し課題の解決を図ることのできる人材を育成するとともに、先端的な学術研究とそこから生まれる研究成果等に基づき、イノベーションの実現に挑戦するようなベンチャーマインドを持ち起業等のできる人材を育成することも求められている。このように、適切な環境を整えつつ、新たな知を見だし、社会のイノベーションに貢献する人材の育成を進め、こうした教育の成果を重視していくことも重要な視点である。

このような国立大学の目指す姿の実現に向かって改革を進めていくためには、その活動を支える各国立大学法人の財務基盤の充実が求められる。厳しい財政状況の下ではあるが、文部科学省においては所要の運営費交付金の確保に努めつつ、各国立大学法人においては経費の節減や効率化を不断に行うとともに、教育研究組織の再編成、教職員の配置の適正化、施設・スペース等の有効活用などの学内資源の再配分や外部資金等の多様な財源の受入れを積極的に進める必要がある。

国立大学経営力戦略（平成 27 年 6 月 16 日 文部科学省）―抜粋―

I. 基本的な考え方

<国立大学改革の進展と第3期中期目標期間における本格的展開>

国立大学改革については、平成25年11月に「国立大学改革プラン」を策定し、第2期中期目標期間（平成22年度～27年度）の後半3か年を、「改革加速期間」と位置づけた上で、「ミッションの再定義」等を踏まえた強み・特色の重点化、グローバル化、イノベーション創出、人材養成機能の強化を視点とする「機能強化」の取組を進めてきた。

第3期中期目標期間（平成28年度～33年度）においては、各国立大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学への転換を推進していく。

II. 経営力を強化するための方策

3. 財務基盤の強化

文部科学省は、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金を確保しつつ、改革に取り組む大学にメリハリある重点支援を実施する。

加えて、各国立大学の自己収入拡大を促進するための規制緩和や、外部資金獲得へのインセンティブ拡大を図る。

(1) 収益を伴う事業の明確化

収益を伴う事業に関しては、国立大学法人制度内で行うことが可能な範囲を、各国立大学の好事例や各国立大学の構想を踏まえて明確化するため、平成27年度末までに、各国立大学の取組事例も参考にしつつ、必要な措置を講じる。

(2) 寄附金収入の拡大

各国立大学においては、寄附金収入の拡大に向けて、専門スタッフの配置などの体制整備を図るとともに、寄附金獲得のための戦略を策定し、中期目標期間中の目標を設定する。また、文部科学省は、各国立大学の取組を支援するため、個人からの寄附に係る所得控除と税額控除の選択制の導入など寄附促進策を平成27年末までに検討する。

(3) 民間との共同研究・受託研究の拡大

各国立大学においては、大学が持つ強みのある研究分野やその研究成果について、組織的に積極的な情報発信を行うとともに、民間に対する「提案型」の共同研究や大学本部のイニシアティブによる組織的な産学連携を推進し、可能な限り民間との共同研究・受託研究に関する中期目標期間中の目標を設定する。このため、研究者、URA（リサーチ・アドミニストレーター）、知財取得・活用及び設備利用の支援スタッフなどにより産学連携を総合的に企画推進する「マネジメントチーム」を整備する。また、共同研究締結時の「不実施補償」や「秘密保持」など知的財産の取扱いにより、民間との共同研究等が制約されないように、学内全体で共同研究等の在り方について戦略を策定する。文部科学省は、大学の知的財産の取扱いなどが制約となっている場合等について現状の把握なども含め、対応を支援する。

新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～（答申）（平成 26 年 12 月 22 日 中央教育審議会）
—抜粋—

1. 我が国の未来を見据えた高大接続改革

(1) 今後の教育改革が目指すべき方向性と現状の課題

(高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜における課題)

「学士力」をはじめとする育成すべき力の在り方や、その育成のための大学教育の質的転換について提言されてきており、学生が主体性を持って多様な人々と協力して問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（以下「アクティブ・ラーニング」という。）の充実などに向けた教育改善が図られつつある。

2. 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた改革の方向性

◆ 大学教育については、学生が、高等学校教育までに培った力を更に発展・向上させるため、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立する（ナンバリングの導入等）とともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできるアクティブ・ラーニングへと質的に転換する。

(3) 大学教育の質的転換の断行

「主体性・多様性・協働性」を育成する観点からは、大学教育を、従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、学生が主体性を持って多様な人々と協力して問題を発見し解を見いだしていくアクティブ・ラーニングに転換し、特に、少人数のチームワーク、集団討論、反転授業、実のある留学や単なる職場体験に終わらないインターンシップ等の学外の学修プログラムなどの教育方法を実践する。

これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）（平成 25 年 5 月 28 日 教育再生実行会議）
—抜粋—

1. グローバル化に対応した教育環境づくりを進める。

②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を 12 万人に倍増し、外国人留学生を 30 万人に増やす。

○ 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ拡大のため、国、大学等は、ワンストップで留学を可能とする海外拠点を整備し、入学手続の共通化・簡略化を含め、渡日せずに入学許可や奨学金の支給決定をする仕組みを構築する。また、英語による授業、日本語教育、宿舍整備等の生活支援や優秀な外国人留学生の日本企業への就職支援を充実・強化する。国は、重点地域・分野の設定など国費留学生制度等を抜本的に見直し支援を強化する。企業は、優秀な外国人留学生の採用を積極的に行う。

2. 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める。

○ イノベーションの中核を担う理工系分野を一層強化するため、国は、各大学の強みや特色、「理工系人材育成戦略」（仮称）を踏まえ、教育・研究組織の再編成や整備を支援する。また、大学の多様な先端的基礎研究への支援を充実する。

3. 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する。

○ 大学は、課題発見・探求能力、実行力といった「社会人基礎力」や「基礎的・汎用的能力」などの社会人として必要な能力を有する人材を育成するため、学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法（アクティブラーニング）、双方向の授業展開など教育方法の質的転換を図る。

4. 大学等における社会人の学び直し機能を強化する。

○ 大学・専門学校等は、産業界や社会人の学び直しニーズにマッチするよう、社会人教員の活用などによる先駆的な授業科目の開発、産業界との協働による実践的な職業教育プログラムの開発などの取組を進める。特に、国は、「理工系人材育成戦略」（仮称）に基づき、理工系分野の学び直しのための環境整備を支援する。

「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言）（平成 27 年 3 月 4 日 教育再生実行会議）一抜粋一

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

◎地域の産業、担い手を育てる大学等をつくる
（地域を担う人材の育成）

国、地方公共団体、大学等は、官と民が協力した海外留学支援制度（トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム等）の推進等により、地域に根差したグローバルリーダー（いわゆるグローバル人材）の育成を図るとともに、国内外の学生が交流する機会の創出やそのための宿舎・交流スペース等の整備、就職支援等を通じて、外国人留学生の受入れも拡大し、地域における留学生交流を促進する。また、国、地方公共団体は、こうした取組を行う大学への支援を行う。

これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（第七次提言）（平成 27 年 5 月 14 日 教育再生実行会議）一抜粋一

2. これからの時代を見据えた教育内容・方法の革新

～求められる資質・能力を教育によっていかに培うか～

（1）アクティブ・ラーニングの推進、世界に伍する教育体制の確立

小・中・高等学校から大学までを通じて、課題解決に向けた主体的・協働的で、能動的な学び（アクティブ・ラーニング）へと授業を革新し、学びの質を高め、その深まりを重視することが必要です。

○ 国、大学等は、海外の大学へ進学する学生も含め、日本人学生の留学を一層促進するとともに、優秀な外国人留学生の受入れ促進のため、大学等は、留学生受入れ方針をアドミッションポリシー³に位置づけることなどにより明確化する。また、短期留学を推進しつつ、将来的な学位取得目的の留学を増やすといった戦略的な受入れ拡大を図る。こうした受入れ拡大を図るに当たって、地域の状況を踏まえつつ、民間施設や公的機関が有する施設等の活用を含め、宿舎の確保のための施策を一層推進する。

我が国の中長期を展望した科学技術イノベーション政策について ～ ポスト第4期科学技術基本計画に向けて～（中間取りまとめ）（平成 27 年 1 月 20 日 科学技術・学術審議会 総合政策特別委員会）一抜粋一

第3章 イノベーション創出基盤の強化

(3) 多様な人材の活躍促進

② 外国人の活躍促進

我が国において、優れた外人研究者を受け入れ、その活躍を促進していくことは、日本人研究者とは異なる発想や視点に基づく知の創出に新たな可能性を与え、また、我が国が国際的な研究ネットワークの枢要な一角を占めていくためにも重要な取組となる。

このため、政府は「Research in Japan」イニシアティブの取組を加速するなど、日本の科学技術の魅力について海外への情報発信の強化を図るとともに、第一線の外国人研究者の受入れ、とりわけ優れた外国人ポストドクターの受入れを戦略的に拡大し、それらの人材の定着を促進する。また、大学、公的研究機関における外国人招へいのため大胆な環境整備を推進する。

（略）

また、研究者だけでなく、優秀な外国人留学生を積極的かつ戦略的に受け入れ、定着させていくことは、将来の我が国における優れた研究者の確保の観点からも重要である。第5期基本計画期間中の「留学生30万人計画」の達成を目指して、外国人留学生の住環境整備をはじめとする大学の国際化を推進するとともに、日本留学に関心を持つ学生等を見つけ入学を推奨する入り口段階から、卒業・修了後の就職支援といった出口段階までの一貫した取組を実施する。

2. イノベーションの源泉強化

(2) 研究開発活動を支える共通基盤技術、施設・設備、情報基盤の戦略的強化

③ 大学等の施設・設備の整備

また、国立大学等の施設に関して、政府において、3期15年にわたり「国立大学法人等施設整備5か年計画」が策定され、当該計画の下で計画的・重点的な施設整備が実施され、施設の耐震化や老朽改善、狭隘解消などの教育研究環境の改善に向けた取組が進められてきた。

しかし、長期的な基盤的経費の減少等の影響もあり、近年、施設の老朽改善整備に著しい遅れが生じていることに加え、維持・管理に必要な経費の確保が困難な状況になりつつある。それにより、国立大学等における教育研究活動が弱体化し、ライフラインの事故増加や教育研究活動の中断といった問題もしばしば生じている。

このため、政府は「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画（仮称）」を策定し、国立大学等の施設に関して、長期的視点に立った安定的・継続的な財政支援を実施するとともに、計画的・重点的な整備を進める。具体には、「安全・安心な教育研究環境の基盤の確保」、「サステイナブル・キャンパスの形成と地域との共生」、「国立大学等の機能強化への対応」の三つの課題への対応を重点的に進めていく。

特に、安全・安心な教育研究環境の基盤の確保に関しては、老朽化が進行している基幹設備（ライフライン）について、未然に事故を防止し、災害時に求められる研究機能等を確保するため、計画的に修繕・更新等を実施する。また、国立大学等の機能強化への対応に関しては、国立大学改革プラン等を踏まえ、各国立大学等の強み・特色を最大限に活かし、キャンパスを創造的に再生していく整備を推進するとともに、グローバル化やイノベーション創出、人材養成機能の強化等のため拠点となる施設整備を重点的に推進する。これらの整備に当たっては、教育研究の活性化を引き起こす空間構成等、新たな施設機能を創出する老朽施設のリノベーションを推進する。さらに、国立大学等における、施設の総合的なマネジメントや多様な財源を活用した施設整備の取組も重要であることから、政府はこれらの取組を促進する。

3. 持続的なオープンイノベーションを可能とするイノベーションシステムの構築

(1) 産学官連携の革新

② 産学官の「共創の場」の構築

また、国立大学等におけるイノベーションの拠点となる全学的な情報発信・交流スペースの確保等を推進する。

第5期科学技術基本計画に向けた中間取りまとめ（平成27年5月28日 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会）一抜粋一

6 基盤的な力の育成・強化

(2) 知の基盤の涵養

(横断的・基盤的な科学技術の強力な推進、知の基盤としての研究環境整備)

加えて、大学や国立研究開発法人等の施設・設備を最大限に活用するため、計画的な整備や共用促進等を図る。また、国立大学等の施設については、長期的視点に立った安定的・継続的な財政支援を実施するとともに、計画的・重点的な整備を進める。

7 科学技術イノベーションシステムにおける人材、知、資金の好循環の誘導

(2) 大学改革と研究資金改革の一体的推進

大学附属病院においては、国立大学法人化以降、先行的に経営改革に取り組んでいるとはいえ、これらの改善を図るための大学改革を確実に実行する必要がある。

「日本再興戦略」改訂2014 ー未来への挑戦ー（平成26年6月24日 閣議決定）一抜粋一

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-3. 大学改革/グローバル化等に対応する人材力の強化

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》「今後10年間で世界大学ランキングトップ100に10校以上入る」

《KPI》「2020年までに外国人留学生を倍増（「留学生30万人計画」の実現）」

(3) 新たに講ずべき具体的施策

① 大学改革の着実な実施と更なる改革の実現に向けた取組

「国立大学改革プラン」に掲げられた目標達成に向けた取組を着実に進めつつ、本年中に、第3期中期目標期間（2016年度～）における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見直しに向けた検討を開始し、2015年年末までに一定の結論を得る。その際、産業界及び地域等のニーズを踏まえつつ、世界最高水準の教育研究の展開拠点、全国的な教育研究拠点、地域活性化の中核的拠点等の機能強化に向け、新たな指標に基づき重点的・戦略的配分を行うルールを具体化する。

② グローバル化等に対応する人材力の育成強化

留学生30万人計画の実現に向け、日本留学の魅力を高め、優秀な外国人留学生を確保するため、国内外の学生が交流する宿舍・交流スペース等の整備の支援を行うとともに、国内外の学生が交流する機会等の創出、海外拠点や就職支援に係るプラットフォームの構築、日本語教育の推進等の受入れ環境の支援を強化する。

3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》「イノベーション（技術力）世界ランキングを5年以内に世界第1位に」：2012～2013年：第5位

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) イノベーションを生み出す環境整備

「国立大学改革プラン」を進める中で、大学の強みを踏まえ、当該分野やそれらを組み合わせた新領域を対象として、卓越した大学院を形成する。

「日本再興戦略」改訂 2015 ー未来への投資・生産性革命ー（平成 27 年 6 月 30 日 閣議決定）ー抜粋ー

第一 総論

II. 改訂戦略における鍵となる施策

1. 未来投資による生産性革命

(1) 「稼ぐ力」を高める企業行動を引き出す

ii) イノベーション・ベンチャーの創出

②イノベーション・ナショナルシステムの本格稼働に向けた大学改革

過去二回の成長戦略では、世界最高の知財立国を目指しながら、そこで生み出された革新的な技術シーズがビジネスとして活かされるようにするため、クロスアポイントメント等を通じた産学官の橋渡し機能の強化や研究開発法人の機能強化など「イノベーション・ナショナルシステム」の構築を進めてきた。これを本格稼働させるためには、課題として残されている国立大学改革をきちんと成し遂げる必要がある。

社会が直面する変化及び未来に対する不安とそれに伴う閉塞感を打破し、我が国の国際的な地位を高めるためには、イノベーションの礎となる知とそれを担う人材が不可欠である。そのためには、綿々と築かれてきた学問の基礎を活かしつつ大胆な発想の転換が必要であり、イノベーション創出の基盤として国立大学が果たす役割には大きいものがある。

国立大学が全体を支える形で、人文社会から自然科学まで多様かつ重要な学問分野の継承・発展を基礎とし、新領域や融合分野など新たな価値を生み出す学問領域を創出し、地域・日本・世界が直面する経済社会の課題解決に貢献していく必要がある。

そのためにも国立大学としての人材育成機能を抜本的に強化する必要があるが、その際、産業構造の変化や雇用のニーズを的確に把握し、実社会のニーズに即した人材育成を行っていく仕組みを作っていくことが重要である。

イノベーションの観点からの大学改革の基本的な考え方（平成 26 年 12 月 17 日 産業競争力会議 新陳代謝・イノベーションWG）ー抜粋ー

2. 大学の機能強化

○国立大学が多様な役割を果たしていることを踏まえつつ、平成 28 年度からの第 3 期中期目標期間においては、地域活性化・特定分野重点支援拠点（大学）、特定分野重点支援拠点（大学）、世界最高水準の教育研究重点支援拠点（大学）といった類型を踏まえた新たな枠組みを設けた上で、予算措置や評価をそれぞれの固有の機能や役割を最大化する観点からきめ細かく行い、大学としての機能強化を図る。

○このため、各国立大学は、第 3 期中期目標期間中において、重点的に取り組むためのいずれかの類型を選択する。

○各大学は、自ら選択した類型ごとに、機能強化のための取組に応じて、重点支援を受ける。地域活性化・特定分野重点支援拠点型の類型については、改革の取組を行う大学に対して、より安定的な取組を推進できるよう支援する。特定分野重点支援拠点型の類型については、特定分野に重点を置いた研究力強化や人材育成のための優れた取組を行う大学を支援する。世界最高水準の教育研究重点支援拠点型の類型については、グローバル・スタンダードの下、世界水準の研究力強化や人材育成のための優れた取組を行う大学を支援する。

○重点的な支援は、各大学の取組の状況や実績の評価の結果を運営費交付金の配分にも反映させる形で行う。その際、評価指標の設定を含めた評価の在り方（後述）等により、各類型で競争が促進されるようにする。

7. 競争的資金等との一体的改革

○運営費交付金の配分の抜本的見直しについては、大学間の競争を活性化させ、各大学の強み・特色を踏まえた組織再編成や資源配分の最適化を図る改革を促すことを目的とする

ものである。運営費交付金1兆2千億のうち1兆円が人件費に充当されている現状で組織再編・資源配分の最適化は学長のリーダーシップを発揮する学長経費捻出等の上でも不可欠であるが、それと同時に、優れた研究者の支援の強化と優れた教育研究拠点の持続的な形成を促進することも今般の大学改革のもう一つの目的である。特に後者の観点に力点を置き、運営費交付金の改革と併せて、競争的資金等の外部資金の改革を一体的に進める。

○競争的資金等の改革については、優れた研究者の支援を強化する観点から、例えば、直接経費の使途として、米国同様に基盤的経費からの給与支給を一定期間（例えば9か月）に限定しつつ、厳格なエフォート管理を前提に、資金を獲得した研究者の人件費を一部支出することを認めることや、優れた研究成果を導出できる拠点の形成の観点から、例えば、間接経費の改善・充実（例えば、30%ルールの競争的資金以外の外部資金への拡大等）（※）、格段の競争的環境における特定研究大学等の大学・研究機関の機能強化とガバナンスの確立など、研究成果最大化に資する間接経費の在り方の見直し等（マネジメントや研究力強化の観点からこれまで必ずしも十分な対応ができていない事項として、若手研究者や支援人材の確保、若手研究者のスタートアップ経費、留学生や外国人研究者の日常的なサポート、予算で実施した研究活動の継続支援などの支援策の充実を含む）について検討する。

（※）現在、競争的資金ではない外部資金においては間接経費が措置されていないが、当該資金により大学等が研究を行う際には、その施設設備や研究者など、大学等の研究インフラを活用していることから、外部資金のうち一部を大学が研究インフラを維持・向上するための間接経費として競争的資金でない外部資金にも措置していくことを検討する必要がある。

国土強靱化基本計画 ー強くて、しなやかなニッポンへー（平成26年6月3日閣議決定）ー抜粋ー

本計画は、国土の健康診断にあたる脆弱性評価を踏まえて、強靱な国づくりのためのいわば処方箋を示したものである。また、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして策定するものである。

このため、今後、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価において30年以内の発生確率を70%程度としている南海トラフ地震や首都直下地震等によって国家的危機が実際に発生した際に我が国が十分な強靱性を発揮できるよう、本計画を基本として関係する国の計画等の必要な見直しを進めることにより国土強靱化に関する施策を策定・推進し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めていくこととする。

第3章 国土強靱化の推進方針

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

（個別施策分野の推進方針）

（2）住宅・都市

○ 密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。このため、地方公共団体等への支援策や税制の活用、規制的手法の活用、CLT（直交集成板）を含む新工法や伝統的構法等の研究開発・基準の策定・普及、合同訓練などにより、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて実施する。また、国民向けのわかりやすい広報、啓発を

積極的に展開することにより、住宅、建築物の建替えや改修を誘発する効果的な取組を推進する。

(横断的分野の推進方針)

(2) 老朽化対策

○ 既存インフラの高齢化の割合が加速度的に増加するなど、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施する。

○ 施設諸元や老朽化の進展状況など維持管理に必要な情報確保に努めつつ、関係府省庁や地方公共団体は、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画及び個別施設計画をロードマップに沿ってできるだけ早期に策定し、真に必要な各インフラにおける点検・診断・修繕・更新、情報の整備に係るメンテナンスサイクルを構築するとともにメンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施する。

国土強靱化アクションプラン 2015 (平成 27 年 6 月 16 日 国土強靱化推進本部決定) 一抜粋一

第3章 各プログラムの推進計画等

【個別プログラムの推進計画】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

○ 吊り天井等の非構造部材、ライフラインを含む学校施設の耐震化について、早期完了を目指し取組を強化する。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

○ 災害拠点病院の自家発電設備、受水槽、備蓄倉庫の整備を推進するとともに、災害拠点病院となる国立大学附属病院において、災害時の用水の確保や浸水対策等を推進する。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○ 学校施設において、吊り天井等の非構造部材等の耐震化を一層加速して推進するとともに、天井等落下防止対策を進めるため、専門的技術者を養成し、技術的な支援体制を整備する。

第4章 プログラム推進のための主要施策

2. 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化の推進)

○ 学校施設について、その安全・安心を確保するため、耐震化（非構造部材耐震対策を含む）、老朽化対策、防災機能強化等を推進する。

インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）―抜粋―

II. 目指すべき姿

（2）総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

変化のスピードが速く、複雑化した社会経済システムの下では、既存のインフラを安全に安心して利用し続けられるようにするための取組はもとより、時代とともに変化する社会の要請に的確に対応していくことが必要である。

一方、厳しい財政状況下において人口減少や少子高齢化が進展する将来を見据えると、維持すべきインフラの機能の適正化を図るとともに、官民が連携してそれらを賢く使うなど、戦略的に維持管理・更新等を行うことが重要である。

アイデアやビジョンにとどまることなく、必要な人材の確保・育成も含め、総合的かつ一体的にインフラをマネジメントすることにより、トータルコストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある未来を実現する。

〔目標〕

- ・行動計画で対象とした全ての施設について個別施設毎の長寿命化計画を策定（2020 年頃）
- ・適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020 年頃）

文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成 27 年 3 月 文部科学省）―抜粋―

V. 必要施策に係る取組の方向性

§ 2. 国立大学法人等施設

1. 各設置者におけるメンテナンスサイクル構築の取組への支援

（1）点検・診断の着実な実施

○ 文部科学省は、各国立大学法人等に対して、12条点検等及びその結果に基づく適切な対策の実施の重要性について改めて周知徹底し、12条点検の着実な実施を促す。

また、前述の公立学校施設と同様に、現在は、地域によって12条点検が義務付けられている建築物に差が生じている（IV. § 1. 2.（1）を参照）が、多数の学生・教職員等が集まり、敷地等が避難場所として指定されるなど、地域社会での重要な役割が期待される国立大学法人等の施設は、良好な状態の保全に率先して取り組むことが期待されることから、文部科学省としては、建築基準法上は12条点検が義務付けられていない管理施設についても、損傷、腐食、劣化等により安全性が損なわれていないかなど、適時に点検を行うよう、本行動計画の周知に併せ、各国立大学法人等に促す。

（2）行動計画・個別施設計画の策定

○ 国立大学法人等における管理施設の計画的な修繕・改修等を図るため、文部科学省は各国立大学法人等に対して、平成28年度までのできるだけ早い時期に行動計画を、平成32年度までに個別施設計画を策定するよう促す。

○ なお、文部科学省では、従前、国立大学法人等施設整備5か年計画において、老朽施設の計画的な改善や、キャンパスマスタープランの策定において、施設の長寿命化等に関する考え方を定めるよう推進しており、各国立大学法人等において策定している施設整備計画、修繕計画等に、インフラ長寿命化のための行動計画・個別施設計画と同種・類似の内容を含む場合、インフラ長寿命化基本計画の趣旨を踏まえ、必要に応じて適切な機会に内容の充実を図るなどの工夫により、既存の施設整備計画、修繕計画等を行動計画・個別施設計画に代替することができるものとする。

(3) 対策の着実な実施

○ 文部科学省は、各国立大学法人等に対して、上記(2)の個別施設計画に基づき、計画的かつ着実に修繕・改修等の対策に取り組むよう促す。

(4) 予算管理

○ 老朽化した膨大な管理施設を良好な状態に保つためには、施設の長寿命化に係るメンテナンスサイクルを構築し、トータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが重要である。

○ 文部科学省においては、各国立大学法人等が行動計画・個別施設計画等に基づいた管理施設の長寿命化のための取組を着実に進めることができるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。

2. メンテナンスサイクルの円滑な実施に向けた環境整備

(1) 指針・手引の策定

○ 文部科学省は、点検・診断、行動計画・個別施設計画の策定、修繕・改修等の各プロセスで活用できる指針・手引を引き続き充実させ、各国立大学法人等におけるメンテナンスサイクルの構築を支援する。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日 閣議決定）一抜粋一

Ⅲ. 今後の施策の方向

2. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(イ) 地域産業の競争力強化（業種横断的取組）

【主な施策】

◎ (1)-(イ)-③ 新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進

また、各地域の大学・研究機関や企業には、その地域の特色に応じた研究成果が存在しているため、全国の研究成果等の総集や、人材や技術を流動化させる仕組み等により、各地域において地域特性を踏まえた地域の将来ビジョンに基づき研究施設等を核に大学、研究機関、企業が集積したイノベーション創出拠点を構築する。

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ウ) 地方大学等の活性化

【施策の概要】

地方の若い世代が大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出している。その要因には、地方に魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことが挙げられる。このことを踏まえ、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方課題の解決に貢献する取組を促進する必要がある。

【主な施策】

◎ (2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」(以下の3つのプランを推進する。)

① 知の拠点としての地方大学強化プラン(地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進)

地域社会経済の活性化や地域医療に大きく貢献する大学等の教育研究環境の充実を図る。また、地元の地方公共団体や企業と連携し、地域課題の解決に積極的に取り組む大学を評価し、その取組を推進する。さらに、地域活性化の中核となる国立大学においては、第3期中期目標期間(2016年度～2021年度)の評価に地域貢献の視点を採り入れるなど、大学の地域貢献に対する評価と資源配分が連動するようにしていく。

5. 国立大学等の施設整備に係る費用について（試算）

国立大学等の施設を維持・整備するためには、初期性能を維持するために必要な維持管理に係る経費と施設の機能向上のために必要な改修等に係る経費が必要である。

現在の保有施設を整備するために係る経費の実績や一定の仮定のもとの試算については、以下のとおりとなる。

（1）維持管理等に係る費用（平成 25 年度）【実績】

<教育研究施設等>

①維持管理費	約 2,500 円/㎡・年	約 642 億円/年
②光熱水費	約 2,500 円/㎡・年	約 648 億円/年
計	約 5,000 円/㎡・年	約 1,290 億円/年

<附属病院施設>

①維持管理費	約 7,000 円/㎡・年	約 242 億円/年
②光熱水費	約 7,500 円/㎡・年	約 259 億円/年
計	約 14,500 円/㎡・年	約 501 億円/年

注記

- 1) 文部科学省調査による。
- 2) 維持管理費：修繕費、点検保守費、運転監視費、廃棄物処分費、緑地管理費、校地維持費、清掃費、警備費及び電話交換業務に係る経費の合計。
- 3) 光熱水費：電気料、ガス料、水道料及び燃料に係る費用、なお、光熱水費には空調、照明のほか、実験装置や事務機器等にかかる費用も含む。
- 4) 保有面積：教育研究施設等約 25,932 千㎡、附属病院施設約 3,440 千㎡（国立大学法人等施設実態報告(平成 26 年 5 月 1 日)による。なお、教育研究施設等は、同実態報告の面積区分のうち「附属病院」を除く全ての施設。）

（参考）私立大学の維持管理に係る費用（平成 25 年度）【実績】

○維持管理費 約 5,350 円/㎡・年*

※大規模校 6 大学の平均

(2) 機能向上に係る費用【試算】(参考1、2)

【試算例1】老朽改善を10年間で平準化して整備する場合

改修・改築に係る費用 約10,000円/m²・年 約2,800億円/年

【試算の仮定】

- ・ 築後25年で改修、50年で改築(新耐震は100年で改築)
- ・ 教育研究施設等：今後10年間については、平準化を行い、毎年の整備量を約110万m²とし、その後は毎年度の事業量を平準化せず、発生した需要に応じ、その都度整備(詳細は参考1参照)
- ・ 附属病院施設：今後5年間の整備需要(基幹設備(ライフライン)を含む)を計上
- ・ 基幹設備(ライフライン)：概ね法定耐用年数の2倍で更新
- ・ 改修単価は15万円/m²、改築単価は30万円/m²

【試算例2】現行5か年計画の事業量ベースで整備する場合

改修・改築に係る費用 約8,600円/m²・年 約2,400億円/年

【試算の仮定】

- ・ 築後25年で改修、50年で改築(新耐震は100年で改築)
- ・ 教育研究施設等：今後10年間について、毎年の整備量を約95万m²とし、その後は年間約80万m²で整備(詳細は参考1参照)
- ・ 附属病院施設：今後5年間の整備需要(基幹設備(ライフライン)を含む)を計上
- ・ 基幹設備(ライフライン)：概ね法定耐用年数の2倍で更新
- ・ 改修単価は15万円/m²、改築単価は30万円/m²

(参考) 平成26年度の予算実績(新增築に係る費用を含む)

- ・ 施設整備費補助金(財政融資資金含む) 4,295円/m²・年 1,200億円/年
(当初予算：550億円、補正予算：194億円、財政投融资資金：400億円、施設費交付金：56億円)

※ 推計には、新たなニーズ等に対応するための新增築に係る費用は含んでいない。

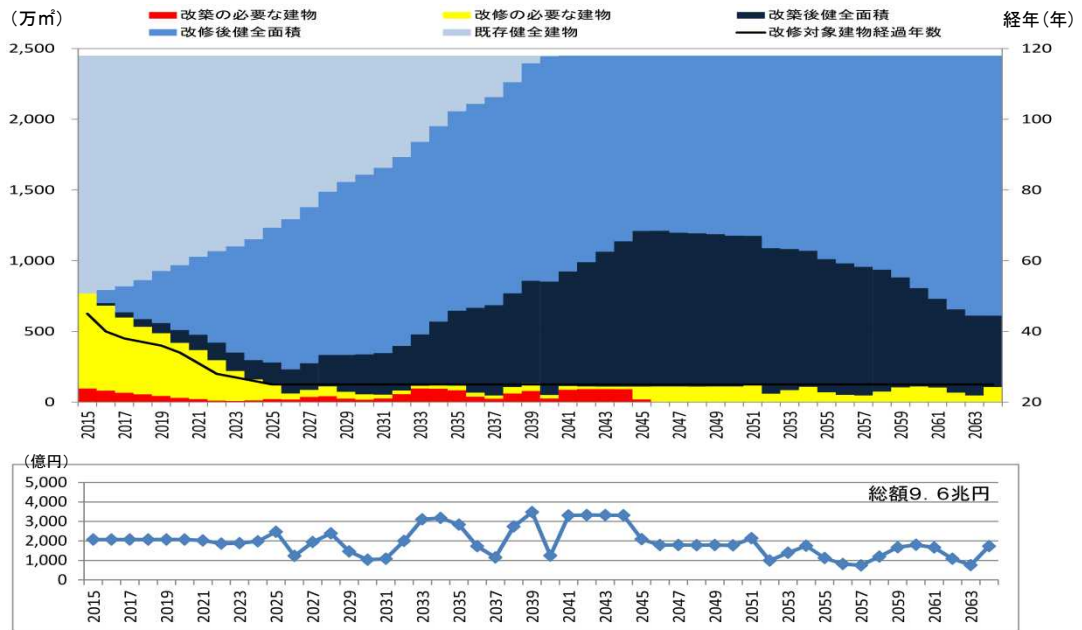
※ 改修単価等は平成26年度の実績を用いて試算。

※ 国立大学等の保有面積：約2,794万m²(平成26年5月1日現在)。

(参考 1) 教育研究施設等の老朽改善整備に係る試算結果

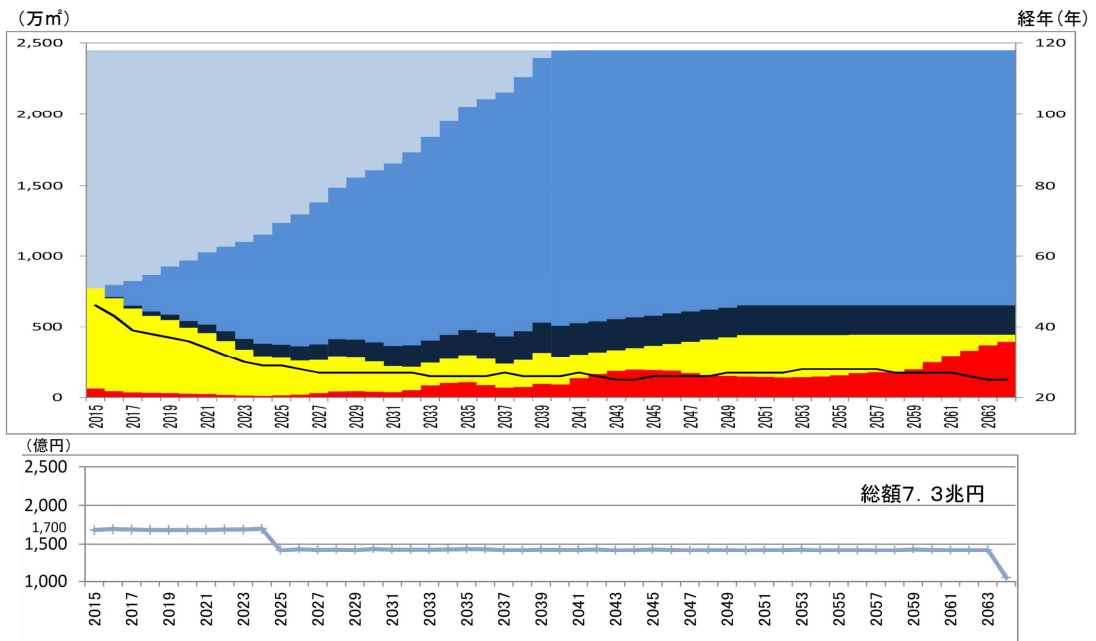
【試算例 1】老朽改善を 10 年間で平準化して整備する場合

- ・ 今後 10 年間について、平準化を行い、毎年の整備量を約 110 万㎡（既存の老朽化した施設（築後 25 年以上）と今後 10 年間で新たに生じる老朽化した施設を合わせて 10 年間で解消）に設定
- ・ 上記には、現行 5 か年計画の積み残し分約 150 万㎡（年間約 15 万㎡）が含まれる
- ・ その後は、毎年度の事業量を平準化せず、発生した需要に応じ、その都度整備する



【試算例 2】現行 5 か年計画の事業量ベースで整備する場合

- ・ 今後 10 年間について、毎年の整備量を約 95 万㎡（現行 5 か年計画ベース年間約 80 万㎡+現行 5 か年計画の積み残し分約 150 万㎡の一年分約 15 万㎡）に設定
- ・ その後は、年間約 80 万㎡（現行 5 か年計画ベース）で整備する



(参考2) 基幹設備（ライフライン）の法定耐用年数

区 分	法定耐用年数
受変電・配電設備	15年
自家用発電設備	15年
中央監視装置	5年
受水槽設備	15年
冷凍機設備	15年
暖房設備（蒸気ボイラ）	15年
屋外給水管	15年
屋外排水管	15年
屋外ガス管	15年
屋外電力線	15年
情報通信線（LAN）	13年（光ファイバー10年）